

事業再生計画実施関連保証制度 (経営改善・再生支援強化型)

2つのポイント！

- 事業再生計画を実施するために必要な資金の融資が
最長15年（3年以内の返済据置が可能）
- 国からの補助により、保証料率実質負担**0.3%**
（変更保証料は対象外）



取扱期限：令和8年3月31日申込受付分まで

対象者	経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等（債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者
融資限度額	2億8,000万円 （組合等の場合は4億8,000万円）
融資期間	15年以内（3年以内の据置が可能） ただし、一括返済の場合は1年以内
貸付利率	金融機関所定金利
資金使途	事業再生計画の実施に必要な資金
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引または電子記録債権割引
返済方法	分割返済または一括返済
保証利率	責任共有制度の対象の場合：年0.8% 責任共有制度対象外の場合：年1.0% ◎ 本制度における経営者保証免除対応を適応する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。 なお、この場合の保証料率は責任共有制度対象の場合：年1.0%、責任共有制度対象外の場合：年1.2%となります。 国からの当初保証料補助により実質負担年0.3%
必要書類	・ 経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等の写し ・ 経営者保証免除対応確認書（経営者保証を免除する場合）

（注）一部を除き申込は金融機関からとなります。

金融機関および当協会の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。